

(別紙)

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認の条件

- (1) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認は、本要領3. の範囲において貨物の輸出及び輸入を行う場合に限り、これを適用することができる。
 - (2) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認により輸出を行う場合は、様式3 で示すラベルに必要事項を漏れなく記載し、輸出する貨物に添付すること。(注)
 - (3) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認により輸入を行う場合は、輸入する貨物に以下の事項が記載されたラベルが添付されていることを確認すること。(注)
 - ①CITESという略語
 - ②内容物がさく葉標本、保存された博物館用の標本、乾燥された博物館用の標本、包埋された博物館用の標本又は生きている植物であるという英語の表示
 - ③送付元である外国特定科学施設及び送付先である特定科学施設それぞれの名称、住所及び施設の登録番号
 - ④送付元である外国特定科学施設の担当者の署名
 - (4) 本承認に基づき輸出又は輸入を行った際の手紙（ラベルの写しを含む。）を、税関における輸出又は輸入許可の日の翌日から起算して、少なくとも5年間保管し、その内容について報告を求められた場合には、報告書を提出すること。
 - (5) 毎年3月末までにワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る前年（1月から12月）分の輸出及び輸入実績（様式4）を経済産業省に提出すること。
 - (6) 本承認の範囲は、承認後においても法令及び本要領の改正に伴い変更されることがある。
 - (7) 法令若しくは承認の条件に違反したとき、本要領2. の要件を満たさなくなったとき、又は我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げるおそれがあると認められるときは、本承認が取り消されることがある。
 - (8) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認の範囲の輸出又は輸入をしようとする場合であって、その輸出又は輸入が、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げるおそれがあると認められるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出又は輸入に対する特定科学施設包括（輸出・輸入）承認は、その効力を失う。
- (注) ラベルが添付されていない場合は、特定科学施設包括（輸出・輸入）承認の対象外となる。